

ウクライナ避難民採用企業支援金支給要領

令和4年7月12日
商工観光労働部
雇用労働政策課

第1 目的

ウクライナ避難民の滞在の長期化に伴い、就労を希望する方の増加が想定される。県内企業のウクライナ避難民の雇用に対する前向きな気運の醸成と、採用した企業での語学や習慣の違い等による不安感等の軽減を図るため、採用企業に対して支援金を支給し、ウクライナ避難民の就労機会の提供と雇用環境の整備を支援する。

第2 支給対象事業者

支援金の支給対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、以下の全てを満たす事業者とする。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する法人、任意団体又は個人であること。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）
 - イ 国及び地方公共団体が出資金等の額の25%以上を出資等している者
- (2) ウクライナ避難民を令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間において労働者（正規、非正規の別を問わず、週20時間以上の雇用契約を結ぶもの）として1か月以上雇用した事業者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 対象事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) 県が実施する就職後の就労状況等に関する調査に協力すること。
- (7) その他支援金の支給が適当でないとして知事が認める者でないこと。

第3 支援金の額

支援金の額は、採用したウクライナ避難民1人につき250,000円とする。

第4 支援金の請求等

対象事業者は、支援金の請求をするときは、次に掲げる書類を令和5年3月6日までに提出しなければならない。

- (1) ウクライナ避難民採用企業支援金請求書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 対象事業者とウクライナ避難民との雇用契約の内容が確認できる書類の写し

- (4) ウクライナ避難民であることの証明書の写し
 - (5) 在留カード又は旅券(パスポート)の写し
 - (6) 事業所別被保険者台帳の写し又は出勤簿及び賃金台帳の写し
 - (7) 支援金の振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 支援金を受給した事業所を離職したウクライナ避難民については、初回の離職後に別の対象事業者が採用した場合に限り支援金を請求できる。

第5 支援金の返還等

虚偽又は不正な行為により支援金を受給した事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年7月12日から施行する。

別記

様式第1号

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

(請求者)
郵便番号
所在地(住所)
名称(商号)
代表者氏名

ウクライナ避難民採用企業支援金請求書

ウクライナ避難民採用企業支援金支給要領(令和4年 月 日定め)に規定する支援金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

【振込先口座】

金融機関名及び支店等名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(カナ)	※通帳記載のカタカナをそのまま転記してください。

※原則として請求者と異なる名義の口座は指定できません。

担当者名(フルネーム)	
連絡先(電話番号、メールアドレス)	

※押印について

- ・ 押印する場合は担当者名、連絡先の記入は不要です。
- ・ 押印した請求書の写し、押印省略した請求書(PDF形式)はメールで提出することも可能です。

宮崎県知事 殿

(誓約者)
郵便番号
所在地(住所)
名称(商号)
代表者氏名

誓約書

私は、支援金を請求するに当たり、次の事項について誓約します。

- 県税に未納はありません。
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施しています。（又は今後すみやかに特別徴収を開始します。）
- 対象事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではなく、かつ、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
- 県が実施する就職後の就労状況等に関する調査に協力します。
- 提出した書類の記載内容は、事実と相違なく、虚偽又は不正な行為により支援金を受給したことが明らかになったときは、遅滞なく、県に支援金を返還します。